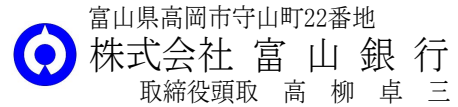


第 81 期 決 算 公 告

平成19年6月29日



貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	9,057	預 金	347,587
現 預 け	4,557	当 座 預 金	15,841
コ ー ル 口 一	4,499	普 通 預 金	85,904
買 入 金 銭 債	10,000	貯 蓄 預 金	8,058
有 価 証 券	31	通 知 預 金	3,992
国 債	93,574	定 期 預 金	225,359
地 方 債	24,574	定 期 積 立	6,720
社 債	2,532	そ の 他 の 預 金	1,710
株 式	35,044	そ の 他 の 負 債	1,173
そ の 他 の 証 券	8,431	未 払 法 人 税 等	399
貸 出	22,991	未 払 費 用	323
割 引 手 形	255,775	前 受 収 益	200
手 形 貸 付	13,154	給 付 補 て ん 備 金	2
証 書 貸 付	25,347	そ の 他 の 負 債	247
当 座 貸 越	181,656	賞 与 引 当 金	143
外 国 為 替	35,617	退 職 給 付 引 当 金	515
外 国 他 店 預 け	795	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	133
買 入 外 国 為 替	795	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	734
そ の 他 の 資 産	0	支 払 承 諾	3,461
未 収 収 益	1,496	負 債 の 部 合 計	353,749
そ の 他 の 資 産	595		
有 形 固 定 資 産	900	(純 資 産 の 部)	
建 物	4,637	資 本	5,462
土 地	1,193	資 本 剰 余 金	4,421
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,212	資 本 準 備 金	4,421
無 形 固 定 資 産	231	利 益 剰 余 金	9,884
ソ フ ト ウ ェ ア	185	利 益 準 備 金	1,429
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	166	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,455
繰 延 税 金 負 債	19	厚 生 施 設 建 設 積 立 金	1,090
支 払 承 諾 見 返 金	552	退 職 積 立 金	283
貸 倒 引 当 金	3,461	別 途 積 立 金	6,687
	△ 3,831	繰 越 利 益 剰 余 金	395
		自 己 株 式	△ 25
		株 主 資 本 合 計	19,743
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,246
		土 地 再 評 価 差 額 金	997
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,244
		純 資 産 の 部 合 計	21,987
資 産 の 部 合 計	375,737	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	375,737

- 注 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 18～50年 |
| 動 産 | 3～20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,855百万円であります。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法によりそれぞれ発生の翌期から損益処理
11. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職慰労金内規」に基づく期末要支給額を計上しております。
- 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より「役員退職慰労金内規」に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。
- この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）により、役員退職慰労金の将来の支出時における一時的負担の増大を避け、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員退職慰労金を役員の在任期間に亘って合理的に配分したことによります。この変更により、当期発生額18百万円を営業経費に、過年度分相当額115百万円を特別損失にそれぞれ計上しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
15. 関係会社の株式総額 12百万円
16. 関係会社に対する金銭債権総額 1,217百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 780百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 4,337百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 243百万円
20. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,856百万円、延滞債権額は7,342百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第

- 1 項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未收利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は74百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,907百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,181百万円であります。
なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、5,369百万円であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,154百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 5,556百万円
担保資産に対応する債務
預 金 388百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券15,493百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は15百万円であります。
28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,842百万円
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は970百万円であります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ970百万円減少しております。
30. 1株当たりの純資産額 498円11銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	2,232	2,256	23	24	0
短期社債	—	—	—	—	—
社 債	5,499	5,525	26	31	4
そ の 他	12,073	11,908	△165	11	177
合 計	19,805	19,690	△114	67	182

子会社・子法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	5,154	7,679	2,524	2,793	268
債 券	53,904	53,350	△554	240	794
国 債	25,117	24,574	△542	172	714
地 方 債	299	300	0	0	—
短期社債	—	—	—	—	—
社 債	28,487	28,475	△12	67	79
その他	10,407	10,527	120	370	250
合 計	69,466	71,557	2,090	3,404	1,313

なお、上記の評価差額から繰延税金負債845百万円を差し引いた額1,245百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、上記「評価差額」には、投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額(益)2百万円は含まれておりません。

32. 当期中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。
33. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	13,861	850	134

34. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	1,070
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	12
その他有価証券 非上場株式	739
投資事業有限責任組合	389

35. 当期中に、満期保有目的の債券の保有目的を変更したものは該当ありません。

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	5,575	28,450	17,335	10,790
国債	—	2,280	12,003	10,290
地方債	—	400	2,132	—
短期社債	—	—	—	—
社債	5,575	25,769	3,199	500
その他	1,295	2,175	8,172	8,765
合計	6,871	30,626	25,508	19,555

37. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は該当はありません。
38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、81,215百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが79,737百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,585 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	103
退職給付引当金	208
未払事業税	34
その他	310

繰延税金資産小計

2,241

評価性引当額

△775

繰延税金資産合計

1,466

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△846

その他

△67

繰延税金負債合計

△913

繰延税金資産の純額

552 百万円

40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は21,987百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「厚生施設建設積立金」、「退職積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
 - ①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。

②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

③「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

41. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は11.10%であります。

損益計算書 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		8,851
資金運用収益	7,104	
貸出金利	5,193	
有価証券利息配当	1,853	
コールロ一ン利息	12	
預け金利息	42	
その他の受入利息	2	
役員取引等収益	799	
受入為替手数料	305	
その他の役員収益	494	
その他業務収益	603	
外国為替売買益	27	
外国債等債券売却益	576	
その他の経常収益	343	
株式等売却益	274	
その他の経常収益	68	
経常費用		7,845
資金調達費用	348	
預金利息	348	
コールマ一ネ一利息	0	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	388	
支払為替手数料	54	
その他の役員費用	333	
その他業務費用	134	
国債等債券売却損	134	
営業経常費用	5,422	
その他の経常費用	1,552	
貸倒引当金繰入額	1,516	
貸出金償却	2	
株式等償却	9	
その他の経常費用	23	
経常利益		1,005
特別利益		9
債却債権取立益	9	
特別損失		163
固定資産処分損失	1	
減損	46	
役員退職慰労引当金繰入額	115	
税引前当期純利益		852
法人税、住民税及び事業税		688
法人税等調整額		△ 169
当期純利益		333

注 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	24百万円
役員取引等に係る収益総額	1百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	3百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役員取引等に係る費用総額	10百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	163百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 7円55銭

4. 従来は損益計算書の末尾において当期未処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これに伴い、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

5. 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
富山県内	倉庫 1か所	土地・建物等	45百万円
	遊休資産 1か所	土地・建物等	1
合計			46
(うち土地)			(46)

当行は、原則として営業店舗に関しては営業店単位をグルーピングの単位とし、遊休資産については、各資産単位でグルーピングの単位としております。また、本部、事務センター等については独立したキャッシュ・フローの生成がないことから共用資産としております。

上記資産グループについては、継続的な地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価基準に基づき算出しております。